



島根県報

平成21年12月25日（金）

号外 第 223 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第867号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
松江市美保関町美保関1467-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）